

13 番 八重樫龍介です。

通告に基づきまして次の事項についてお尋ねします。

初めに、有害鳥獣被害防止対策について伺います。

昨今、ニホンジカ及びイノシシの食害が年々拡大する一方で、ツキノワグマの目撃及び被害件数は、住宅や学校、観光施設付近などで増加しており、人家付近で人命への危害が発生するなど、日常生活を送る上で非常に危惧される状況となっています。さらに、今まではそれほど被害が無かったリンゴ果樹園の食害が今年は多数発生し、果樹農家にとっては、リンゴ販売にまで影響を及ぼす深刻な事態に陥っている状況であります。

このような状況下、報道もありましたが北海道東北地方知事会は今年 11 月、環境省にクマを指定管理鳥獣に指定することなどを緊急要望しております。

本町においても、県に対して捕獲の割り当て頭数の増加やツキノワグマの有害駆除全般について、捕獲許可権限の移譲等を要望しているところであります。そこで、ツキノワグマの目撃から有害駆除するまでの対応は、現在どのように行わ

れているのか。また、ツキノワグマが指定管理鳥獣に指定された場合、ニホンジカやイノシシと同様の対応が可能になるのか伺います。

次に、ツキノワグマの生息数の把握について伺います。

今年度の有害駆除捕獲頭数は、11月末で64頭と伺っております。しかし、この数には狩猟期間（原則11月1日～2月末日まで）に捕獲されたツキノワグマはカウントされません。

ハンターの経済的負担軽減と、本町のツキノワグマの生息数を把握することを目的として、有害駆除のツキノワグマ及び狩猟期間に捕獲されたツキノワグマに対して1頭当たり5～6千円程度の報償費を支給し、正確な年間捕獲頭数の調査をすべきと思いますが町長の見解を伺います。

最後に、ジビエへの取り組みについて伺います。

岩手県内においてジビエの取り組みは、大槌町がニホンジカを狩猟するハンターから食肉加工事業者へ、革や角はクラブト作家へ提供、さらに興味を持った人たちが現地へ足を運

ぶジビエツアー、ハンターの育成等、社会的問題となっている鳥獣被害の課題を地域の財産へと変えていくための「大槌ジビエサイクル」など先進的な取り組みをしております。

本町で捕獲されたニホンジカは令和2年度862頭、3年度1,327頭、4年度1,627頭であり、イノシシは令和2年度が7頭、3年度8頭、4年度は11頭と捕獲頭数が急増しております。現在、捕獲された個体は、個人消費もしくは、一般廃棄物として処理されています。今後はツキノワグマの捕獲頭数の増加が考えられ、これらの有効活用が町の活性化につながると思われれます。

本町では、地域おこし協力隊員の中にジビエ事業に意欲を持った人もおり、加工施設等を町が設置し施設運営は民間の企業・団体に代行させる公設民営方式を取り入れるなどして、ジビエ事業に積極的に取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。

13 番 八重樫 龍介 議員の御質問にお答えします。

初めに、ツキノワグマの目撃から駆除までの対応についてですが、被害や出没の通報があった際には、直ちに現地を確認し捕獲が必要と判断した場合、県へ有害捕獲許可を申請し、許可を得てから、猟友会へわな設置を依頼しております。

許可期間は14日間で、その間は毎日、見回りやエサの交換を行い、捕獲された際は止め刺しとともに、わなの洗浄・撤去をさせていただいております。

次に、ツキノワグマが指定管理鳥獣に指定された場合がありますが、現在、国で検討中のため、明確な情報をお伝えできかねますので御理解をお願い申し上げます。

次に、ツキノワグマの年間捕獲頭数の把握についてですが、年間捕獲頭数は、岩手県において生息数を基に管理しており、有害捕獲については正確な頭数を把握しておりますが、狩猟期間における狩猟捕獲につきましては、狩猟者個々の活動の中での判断にもなりますことから、正確な頭数把握が難しい面もございますので、御理解をお願いいたします。

正確な捕獲頭数の把握を目的とした、狩猟への報償費の制度化につきましては、今後、国や県の動向を注視しながら

ら検討してまいりたいと存じます。

次に、ジビエの取組についてであります。現在着任している地域おこし協力隊の方がジビエの研究を行っており、町としても国の補助事業に関する相談や先進地視察などを通じて、情報収集の段階にあります。

町といたしましては、収益性や事業の継続性などについて様々情報を共有しながら、どのような取組が町おこしにつながるのか調査研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。